

厚生保険特別会計(児童手当勘定)

平成16年度省庁別財務書類

児 童 手 当 制 度 の 概 要

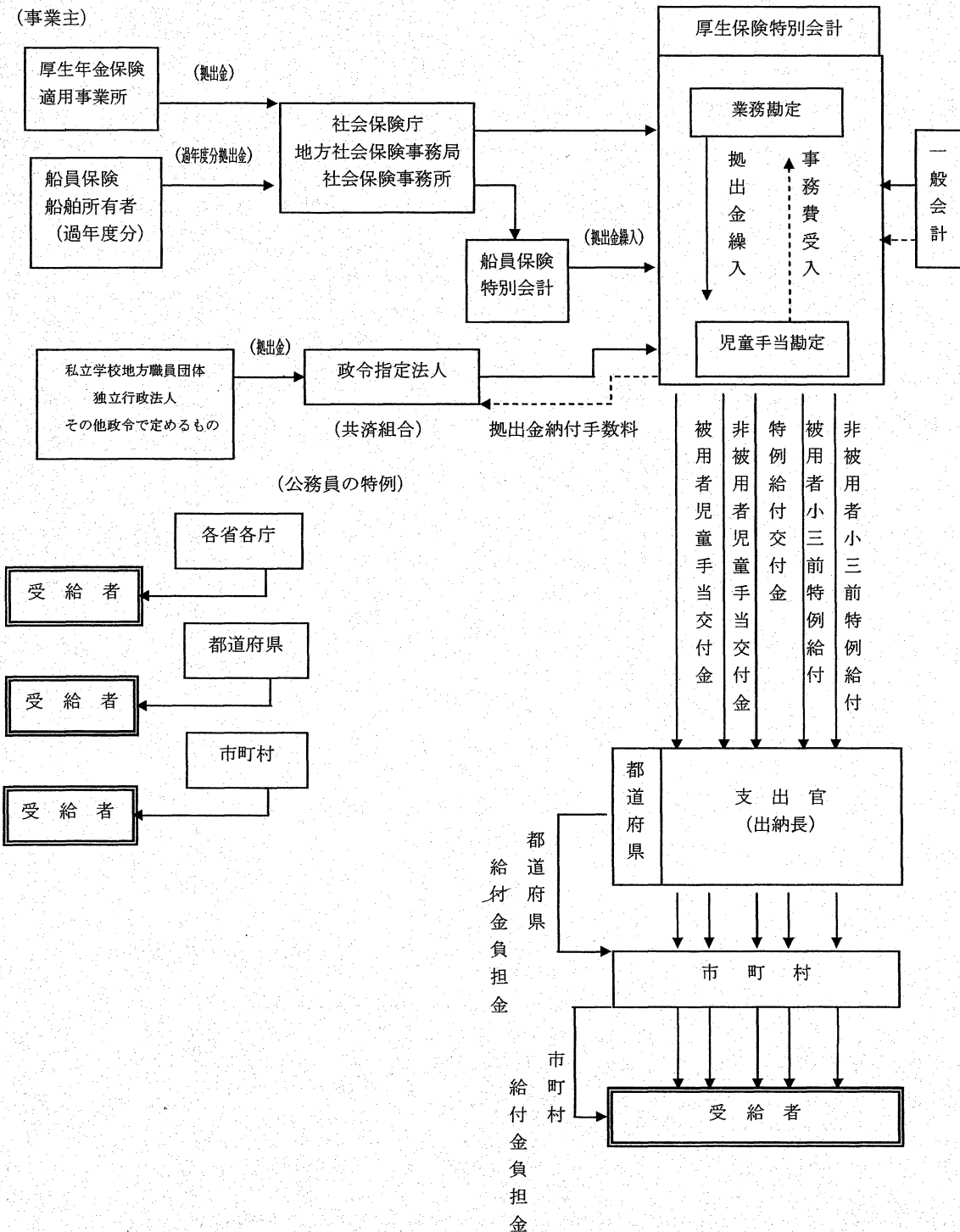
制度の目的	○児童養育家庭の生活の安定に寄与する ○次代の社会を担う児童の健全育成及び資質の向上に資する										
支給対象 手当額 支払期月	○小学校第3学年修了前までの児童（9歳に到達後最初の年度末まで） ○第1子： 5,000円、第2子： 5,000円 第3子以降：10,000円 ○支払期月：毎年2月、6月及び10月（各前月までの分を支払）										
所得制限 4人世帯（夫婦 と児童2人）の 所得（収入：所 得の換算値）	○所得限度額 所得：415.0万円未満（収入ベース：596.3万円未満） （所得制限により手当を受けられない被用者及び公務員に支給される特例給付 の場合 所得：574.0万円未満（収入ベース：780.0万円未満））										
費用負担	【0歳～3歳未満 児童手当等】 [被用者] <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">事業主 7/10</td> <td style="width: 20%;">国 2/10</td> <td style="width: 20%;">地方 1/10</td> </tr> </table> [特例給付] <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100%;">事業主 10/10</td> </tr> </table> [非被用者] <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">国 2/3</td> <td style="width: 40%;">地方 1/3</td> </tr> </table> [公務員] <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100%;">所属庁 10/10</td> </tr> </table> 【3歳～小学校第3学年修了前 小学校第3学年修了前特例給付】 [被用者・非被用者] <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">国 2/3</td> <td style="width: 40%;">地方 1/3</td> </tr> </table> [公務員] <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100%;">所属庁 10/10</td> </tr> </table>	事業主 7/10	国 2/10	地方 1/10	事業主 10/10	国 2/3	地方 1/3	所属庁 10/10	国 2/3	地方 1/3	所属庁 10/10
事業主 7/10	国 2/10	地方 1/10									
事業主 10/10											
国 2/3	地方 1/3										
所属庁 10/10											
国 2/3	地方 1/3										
所属庁 10/10											
事業主拠出金	○厚生年金保険等被用者年金制度の適用事業所の事業主が負担 ○拠出金の額は、厚生年金保険等被用者年金の標準報酬月額を賦課標準 として、これに拠出金率を乗じて得た額 拠出金率（平成16年度：0.9/1,000）										

厚生保険特別会計児童手当勘定について

1 概説

この勘定は、「児童手当法」(昭46法73)に基づく児童手当及び特例給付等に関する収支を経理するもので、児童手当交付金等に充てるための業務勘定よりの受入金「児童手当法」第20条第1項第2号から第4号までの者よりの拠出金並びに国庫負担金を主な財源として児童手当交付金等の支出を行っている。

2 児童手当に関する会計組織



(厚生保険特別会計児童手当勘定)

歳入歳出決算額

1 歳 入

款・項	歳入予算額 (円)	徴収決定済額 (円)	収納済歳入額 (円)	不納欠損額 (円)	収納未済歳入額 (円)	歳入予算額と収納 済歳入額との差 (△は減) (円)
0100-00 拠出金収入	140,828,363,000	137,305,891,563	137,305,891,563	0	0	△ 3,522,471,437
0101-00 事業主拠出金収入	140,828,363,000	137,305,891,563	137,305,891,563	0	0	△ 3,522,471,437
0200-00 他会計より受入	293,167,663,000	293,167,663,000	293,167,663,000	0	0	0
0201-00 一般会計より受入	293,167,663,000	293,167,663,000	293,167,663,000	0	0	0
0600-00 積立金より受入	12,745,365,000	0	0	0	0	△ 12,745,365,000
0601-00 積立金より受入	12,745,365,000	0	0	0	0	△ 12,745,365,000
0300-00 雑収入	7,057,000	1,660,253,642	1,660,231,634	0	22,008	18142837743
0301-00 雑収入	7,057,000	1,660,253,642	1,660,231,634	0	22,008	1,653,174,634
0400-00 前年度剰余金受入	10,000	63,411,792	63,411,792	0	0	63,401,792
0401-00 前年度剰余金受入	10,000	63,411,792	63,411,792	0	0	63,401,792
歳入合計	446,748,458,000	432,197,219,997	432,197,197,989	0	22,008	△ 14,551,260,011

(厚生保険特別会計児童手当勘定)

歳入歳出決算額

2 歳 出

項	歳出予算額 (円)	前年度 繰越額 (円)	予備費 使用額 (円)	流用等 増△減額 (円)	歳出予 算現額 (円)	支出済 歳出額 (円)	翌年度 繰越額 (円)	不用額(円)
01 被用者児童手当交付金	299,999,404,000	0	0	2,825,739,000	302,825,143,000	291,136,194,727	0	11,688,948,273
02 非被用者児童手当交付金	106,841,466,000	0	0	△ 2,825,739,000	104,015,727,000	104,015,211,111	0	515,889
03 業務取扱費	2,257,001,000	0	0	0	2,257,001,000	2,140,290,300	0	116,710,700
04 諸支出金	15,362,000	0	0	0	15,362,000	10,788,554	0	4,573,446
05 児童育成事業費	33,635,225,000	46,599,000	0	0	33,681,824,000	27,978,132,477	5,821,000	5,697,870,523
09 予備費	4,000,000,000	0	0	0	4,000,000,000	0	0	4,000,000,000
歳出合計	446,748,458,000	46,599,000	0	0	446,795,057,000	425,280,617,169	5,821,000	21,508,618,831

【参考情報】

歳入に関する情報

- ①「他会計より受入」は一般会計からの受入であるが、うち被用者児童手当財源受入についての内訳は以下のとおりである。

○被用者児童手当財源受入

	歳入予算額 (円)	徴収決定済額 (円)	収納済歳入額 (円)	歳入予算額と収納済 歳入額との差 (円)
被用者児童手当交付金	21,155,244,000	21,155,244,000	21,155,244,000	0
被用者小学校第三学年修了前 特例給付交付金	163,113,046,000	163,113,046,000	163,113,046,000	0
計	184,268,290,000	184,268,290,000	184,268,290,000	0

- ②被用者児童手当財源受入の費消先のうち、被用者児童手当交付金については、「一般会計からの受入」と「事業主拠出金収入」の2種類の財源を受入っており、内訳は以下のとおりである。

○被用者児童手交付金

	歳入予算額 (円)	徴収決定済額 (円)	収納済歳入額 (円)	歳入予算額と収納済 歳入額との差 (円)
一般会計より受入	21,155,244,000	21,155,244,000	21,155,244,000	0
事業主拠出金収入	74,043,354,000	74,043,354,000	74,043,354,000	0
計	95,198,598,000	95,198,598,000	95,198,598,000	0

(注)被用者に対する児童手当の支給に対する費用は児童手当法第18条においてその負担割合について定められている。

- ③「雑収入」は、預託金利子収入、返納金等によるものである。このうち預託金利子収入については積立金利子収入のみである。

貸借対照表

厚生保険特別会計児童手当勘定

(単位:百万円)

	前会計年度	本会計年度		前会計年度	本会計年度
	平成16年3月31日	平成17年3月31日		平成16年3月31日	平成17年3月31日
<資産の部>			<負債の部>		
現金・預金	73,488	80,341	未払金	50,845	69,658
未収金	17,814	18,143	賞与引当金	13	12
未収収益	33,031	51,515	退職給付引当金	213	207
他会計繰入未収金	2,421	2,038			
貸倒引当金	△ 252	△ 268			
有形固定資産	36,923	36,460			
国有財産(公共用財産を除く)	36,874	36,400			
土地	27,808	27,808			
立木竹	8	8			
建物	6,639	6,309			
工作物	2,417	2,273			
物品	49	60			
無形固定資産	135	112			
			負債合計	51,071	69,878
			<資産・負債差額の部>		
			資産・負債差額	112,490	118,465
資産合計	163,562	188,344	負債及び資産・負債差額合計	163,562	188,344

業務費用計算書

厚生保険特別会計児童手当勘定

(単位:百万円)

業務費用	前会計年度	本会計年度
	自 平成15年4月 1日	自 平成16年4月 1日
	至 平成16年3月31日	至 平成17年3月31日
人件費	162	162
賞与引当金繰入額	13	12
退職給付引当金繰入額	△ 10	△ 8
補助金等	329,027	441,316
委託費	8,121	—
業務勘定への繰入	1,798	1,827
庁費等	516	643
その他の経費	10	3
減価償却費	603	594
貸倒引当金繰入額	△ 2	15
資産処分損益	11	10
本年度業務費用合計	340,250	444,579

資産・負債差額増減計算書

厚生保険特別会計児童手当勘定

(単位:百万円)

	前会計年度	本会計年度
	自 平成15年4月 1日 至 平成16年3月31日	自 平成16年4月 1日 至 平成17年3月31日
I 前年度末資産・負債差額	121,860	112,490
II 本年度業務費用合計	△ 340,250	△ 444,579
III 財源	330,880	450,564
1 自己収入	5,806	7,061
抛出金収入	4,375	5,400
運用益	6	5
その他の財源	1,424	1,654
2 他会計(勘定)からの受入	325,074	443,503
一般会計からの受入	192,202	311,651
業務勘定からの受入	132,871	131,851
船員保険特別会計からの受入	—	0
IV 無償所管換等	—	△ 9
V 資産評価差額	—	—
VI その他資産・負債差額の増減	—	—
VII 本年度末資産・負債差額	112,490	118,465

区分別収支計算書

厚生保険特別会計児童手当勘定

(単位:百万円)

	前会計年度 自 平成15年4月 1日 至 平成16年3月31日	本会計年度 自 平成16年4月 1日 至 平成17年3月31日
I 業務収支		
1 財源		
業務対価見合収入	4,375	5,400
運用収入	6	5
その他の収入	1,424	1,654
一般会計からの受入	191,167	293,167
業務勘定からの受入	132,902	131,905
船員保険特別会計からの受入	—	0
前年度剰余金受入	12,675	63
財源合計	342,551	432,197
2 業務支出		
(1)業務支出(施設整備支出を除く)		
人件費	△ 179	△ 183
補助金等	△ 327,626	△ 422,502
委託費	△ 8,121	—
業務勘定への繰入	△ 1,797	△ 1,827
庁費等の支出	△ 568	△ 666
その他の支出	△ 10	△ 3
業務支出(施設整備支出を除く)合計	△ 338,303	△ 425,183
(2)施設整備支出		
建物に係る支出	△ 2	—
工作物に係る支出	△ 226	△ 96
施設整備支出合計	△ 228	△ 96
業務支出合計	△ 338,532	△ 425,280
業務収支	4,019	6,916
本年度収支	4,019	6,916
資金からの受入	—	—
資金への繰入	△ 3,956	△ 6,185
翌年度歳入繰入	63	731
収支に関する換算差額	—	—
資金本年度末残高	73,424	79,609
その他歳計外現金・預金本年度末残高	—	—
本年度末現金・預金残高	73,488	80,341

注記

(1) 重要な会計方針

① 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却の方法

<有形固定資産>

- ・ 国有財産については、定率法によっている。
- ・ 物品については、定額法によっている。

<無形固定資産>

- ・ ソフトウェアは、取得年度の翌年度から利用可能期間(5年)に基づく定額法により減価償却を行っている。

② 引当金の計上基準及び計算方法

<貸倒引当金>

貸倒引当金としては、債権の貸倒れによる損失に備えるため、未収金について過去3年間の貸倒実績率に基づく回収不能見込額を計上している。

<賞与引当金>

賞与引当金としては、職員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当該年度に帰属する額を下記の計算方法により計上している。

期末手当 翌年度期末手当予算額×6月期支給割合/年間支給割合×4/6

勤勉手当 翌年度期末手当予算額×6月期支給割合/年間支給割合×4/6

<退職給付引当金>

・退職手当に係る退職給付引当金

退職手当に係る退職給付引当金としては、職員の退職手当の支払に備えるため、期末自己都合要支給額を下記の計算方法により計上している。

勤続年数階層毎人員数×平均俸給額×自己都合退職手当支給率

・整理資源に係る退職給付引当金

国家公務員共済年金のうち整理資源に係る引当金としては、将来給付見込額の割引現在価値を計上している。

(2) 翌年度以降支出予定額

歳出予算の繰越 5百万円

(3) 追加情報

① 出納整理期間

出納整理期間が設定されており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

② 財政法第44条の資金の名称、根拠法令及び内容

資金名	根拠法令	内容
積立金	厚生保険特別会計 法第8条の2	決算上の剰余金を積み立てるために設置。

- ③ 業務費用計算書における収益の計上
「退職給付引当金繰入額」において、退職給付引当金の戻入益 8 百万円が計上されている。
- ④ 各財務書類における表示科目の説明

<貸借対照表>

- ・「現金・預金」には、当該年度末における支払元受高たる現金と決算剰余金と財政融資資金預託金との合計額を計上している。
- ・「未収金」には、児童手当拠出金に係る未収金を計上している。
- ・「未収収益」には、運用寄託金に係る当年度経過分の利子を計上している。
- ・「他会計繰入未収金」には、児童手当拠出金に係る他会計(勘定)からの受入金として収納すべき未収額を計上している。
- ・「貸倒引当金」には、未収金等の債権に係る回収不能見込額を計上している。
- ・「土地」には、国有財産台帳に記載されている土地の価格を計上している。
- ・「立木竹」には、国有財産台帳に記載されている立木竹の価格を計上している。
- ・「建物」には、国有財産台帳に記載されている建物の価格から、定率法による減価償却累計額相当額を控除した額を計上している。
- ・「工作物」には、国有財産台帳に記載されている工作物の価格から、定率法による減価償却累計額相当額を控除した額を計上している。
- ・「物品」には、取得価額 50 万円以上の機械器具等の重要物品について、定額法による減価償却累計額相当額を控除した額を計上している。
- ・「無形固定資産」には、ソフトウェアに係る資産計上額を計上している。
- ・「未払金」には、児童手当交付金の当該年度に係る未払額等を計上している。
- ・「賞与引当金」には、期末手当及び勤勉手当のうち当期負担額を計上している。
- ・「退職給付引当金」には、職員に係る退職手当、遺族補償年金及び整理資源に係る引当金を計上している。

<業務費用計算書>

- ・「人件費」には、職員に係る人件費を計上している。
- ・「賞与引当金繰入額」には、賞与支給見込額のうち、当該年度に帰属する額を計上している。
- ・「退職給付引当金繰入額」には、職員に係る退職手当、遺族補償年金及び整理資源に係る引当額のうち、当該年度に帰属する額を計上している。
- ・「補助金等」には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第 2 条第 1 項に規定する補助金等を計上している。
- ・「委託費」には、補助金等に該当しない、対価性のある委託費及び交付金等を計上している。
- ・「業務勘定への繰入」には、厚生保険特別会計法第 6 条の規定により、児童手当拠出金の徴収に関する費用等に充てるため、業務勘定へ繰り入れる額を計上している。
- ・「庁費等」には、庁費及び土地建物借料等の物件費等を計上している。
- ・「その他の経費」には、諸謝金、旅費並びに賠償償還及び払戻金を計上している。
- ・「減価償却費」には、建物、工作物等の償却資産に係る減価償却費を計上している。

- ・「貸倒引当金繰入額」には、債権の貸倒に伴う費用及び損失のうち当該年度の負担額を計上している。
- ・「資産処分損益」には、固定資産に係る処分損益を計上している。

<資産・負債差額増減計算書>

- ・「前年度末資産・負債差額」には、前年度貸借対照表における資産・負債差額を計上している。
- ・「本年度業務費用合計」には、業務費用計算書における本年度業務費用合計を計上している。
- ・「財源」には、自己収入と他会計(勘定)からの受入の合計額を計上している。
- ・「自己収入」には、拠出金収入、運用益及びその他の財源を計上している。
- ・「拠出金収入」には、児童手当拠出金収入を計上している。
- ・「運用益」には、運用寄託金に係る利子収入を計上している。
- ・「その他の財源」には、雑収入に係る収入を計上している。
- ・「他会計(勘定)からの受入」には、一般会計等からの受入額を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、一般会計からの受入額を計上している。
- ・「業務勘定からの受入」には、厚生保険特別会計法第6条の規定により、業務勘定より受け入れる児童手当拠出金収入を計上している。
- ・「船員保険特別会計からの受入」には、国民年金特別会計法等の一部を改正する法律附則第4条の規定による児童手当拠出金の船員保険特別会計からの受入額を計上している。
- ・「無償所管換等」には、整理資源に係る退職給付引当金の再計算に係る差額を計上している。
- ・「本年度末資産・負債差額」には、前年度末資産・負債差額に本年度業務費用合計、財源、無償所管換等を加減した額を計上している。

<区分別収支計算書>

- ・「業務対価見合収入」には、児童手当拠出金収入を計上している。
- ・「運用収入」には、運用寄託金に係る利子収入を計上している。
- ・「その他の収入」には、雑収入に係る収入を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、一般会計からの受入額を計上している。
- ・「業務勘定からの受入」には、厚生保険特別会計法第6条の規定により、業務勘定より受け入れる児童手当拠出金収入を計上している。
- ・「船員保険特別会計からの受入」には、国民年金特別会計法等の一部を改正する法律附則第4条の規定による児童手当拠出金の船員保険特別会計からの受入額を計上している。
- ・「前年度剰余金受入」には、前年度決算上の剰余金の受入額を計上している。
- ・「人件費」には、職員に係る人件費を計上している。
- ・「補助金等」には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項に規定する補助金等を計上している。
- ・「委託費」には、補助金等に該当しない、対価性のある委託費及び交付金等を計上している。
- ・「業務勘定への繰入」には、厚生保険特別会計法第6条の規定により、児童手当拠出金の徴収に関する費用等に充てるため、業務勘定へ繰り入れる額を計上している。
- ・「庁費等の支出」には、庁費及び土地建物借料等の物件費を計上している。
- ・「その他の支出」には、諸謝金、旅費並びに賠償償還及び払戻金を計上している。

- ・「建物に係る支出」には、建物の計上に繋がる支出額を計上している。
 - ・「工作物に係る支出」には、工作物の計上に繋がる支出額を計上している。
 - ・「資金への繰入」には、決算処理による資金への繰入額を計上している。
- ⑤ その他財務書類の内容を理解するために特に必要と考えられる情報
- ・ 単位未満の計数の切り捨て及び 100 万円未満の計数の表示等
金額の単位は 100 万円単位とし、単位未満は切り捨てているため、合計は一致しないことがある。
100 万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「－」で表示している。

附属明細書

(単位:百万円)

1. 貸借対照表項目に関する明細

(1) 資産項目の明細

① 未収金の明細

内容	相手先	本年度末残高
児童手当拠出金未収分	国	18,143
合計		18,143

② 固定資産の明細

区分	前年度末 残高	本年度 増加額	本年度 減少額	本年度 減価償却額	評価差額(本 年度発生分)	本年度末 残高
(有形固定資産)						
国有財産(公共用財産 を除く)	36,874	96	9	561	—	36,400
土地	27,808	—	—	—	—	27,808
立木竹	8	—	—	—	—	8
建物	6,639	—	—	330	—	6,309
工作物	2,417	96	9	230	—	2,273
物品	49	12	1	—	—	60
小計	36,923	108	10	561	—	36,460
(無形固定資産)						
ソフトウェア	135	10	—	33	—	112
小計	135	10	—	33	—	112
合計	37,059	118	10	594	—	36,572

(2)負債項目の明細

① 未払金の明細

内容	相手先	本年度末残高
児童手当交付金未払分	市町村	69,658
合計		69,658

2. 業務費用計算書の内容に関する明細

(1) 補助金等の明細

内容	相手先	金額	支出目的	連結対象の有無
被用者児童手当交付金	市町村	97,190	児童手当法第19条第1項に基づく交付金	無
特例給付交付金	市町村	28,778	児童手当法附則第6条第2項に基づく交付金	無
被用者就学前特例給付交付金	市町村	178,544	児童手当法附則第7条第4項に基づく交付金	無
非被用者児童手当交付金	市町村	34,411	児童手当法第19条第1項に基づく交付金	無
非被用者就学前特例給付交付金	市町村	75,038	児童手当法附則第7条第4項に基づく交付金	無
児童育成事業費補助金	地方公共団体等	27,351	児童手当法第29条の2の規定に基づく「児童育成事業」に必要な経費を補助したため	無
合計		441,316		

3. 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1) その他の財源の明細

款	項	金額
雑収入	雑収入	1,654
合計		1,654

(2) 財産の無償所管換等の明細

区分	相手先	金額	資産等の内容	所管換等の理由	備考
財産の無償所管換(渡)		△9	退職給付引当金	整理資源に係る退職給付引当金の再計算に係る差額	
合計		△9			

4. 区分別収支計算書の内容に関する明細

(1) その他の収入の明細

款	項	金額
雑収入	雑入	1,654
合計		1,654

(2) 資金の明細

資金名	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高
積立金	73,424	6,185	—	79,609